

虐待の防止のための指針

有限会社ひかりケアサービス

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

有限会社ひかりケアサービスが運営する居宅介護支援事業所及び指定訪問介護事業所では、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持や人格の尊重を重視し、利用者の擁護、虐待防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための対応について、この指針を定めるものとします

2. 虐待の定義

① 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力を加えること
また、正当な理由もなく身体を拘束すること

② 介護・世話の放棄放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

③ 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他利用者に心理的外傷を与える言動を行なうこと

④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること

⑤ 経済的虐待

契約者の同意なしに金銭を使用する。または契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること

3. 虐待防止委員会の設置

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合にはその再発を防止するための対策を検討する。虐待防止委員会の統括責任者は事業所所長とし、その他多職種で構成する

4. 虐待防止の為の職員研修に関する基本方針

① 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。

② 虐待の防止のための職員研修は年 1 回以上実施するとともに、新規採用時には実施するものとします。

③ 研修の実施内容については、紙面または電磁的記録等により保存するものとします。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する事項

- ① 虐待等が発生した場合には、利用者の安全確保を最優先し、速やかに市町村に報告することとします。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- ② 緊急性の高い事案の場合には市町村及び警察等の指示を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ① 職員は利用者、利用者家族または職員から虐待の通報がある時には本指針に沿って対応しなければならない
- ② 居宅系サービスにおいて、虐待等が疑われる場合には関係機関に通報し速やかな解決につなげる
- ③ 委員会は事業所内において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに事業所長へ報告する。事業所長は委員会を開催し、速やかに市町村に通報しなければならない。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者またはご家族に対して、利用可能な権利擁護事業について説明し、その求めに応じ社会福祉協議会または市町村等の適切な窓口を案内するなどの支援を行います。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待の苦情相談について、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者（管理者）に報告します
- ② 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう細心の注意を払います
- ③ 対応の流れは上述「6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとする
- ④ 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

9. 利用者等に対する指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧する事が出来ます。また、当事業所内の職員が自由に閲覧できる場所に設置しているほか、当事業所ホームページにも記載しており、いつでも自由に閲覧する事ができます。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

高齢者虐待防止のための職員研修のほか、各関係機関より提供される権利擁護及び虐待防止に関する研修等に積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下さ

せない様に研鑽を図ります。

1 1. 附則

この指針は令和5年4月1日より施行する